

避難者訴訟第3陣 第4回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟第3陣：第4回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催
第4回弁論：10月16日（火）16：00から16：30

2018年10月13日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 小野寺宏一（おのでら こういち） 022-223-5590

第1 訴訟そのものの概要

1 当事者

原告 猪狩弘道 外71名（第1次提訴分）
+ 横田俊彦 外89名（第2次提訴分）、合計162名
被告 東京電力ホールディングス株式会社

(1) 当事者

原告： ・64世帯（31世帯+33世帯） 162名
・ いずれも、福島原発事故当時、避難区域である楢葉町、富岡町などに
居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において
避難生活を強いられている。
原告代理人： 弁護士 小野寺利孝、同 広田次男、同鈴木堯博、同 米倉勉ほか
福島原発被害弁護団
被 告： 東京電力ホールディングス株式会社

(2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金35億6400万円の賠償金の支払いをせよ。

2 請求内容

(1) 基本的な考え方 [生活再建、再出発に必要な賠償を！]

原告らは、一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ、人間同士の関係性を断ち切られて孤立し、従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ、今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと、すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり、加害者と被害者は非互換的で、加害行為には利潤性がある。そのうえで、広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしてい

る。しかも、本件事故による被侵害法益は、人格発達権や平穩生活権であり、これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく、このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。そのために、生活再建、再出発を行なうために必要な賠償、原状回復が図られるべきである。

本件はこうした観点から提起された避難者訴訟のうち、原告団グループとしては、3番目の集団の提訴事件である。

(2) 損害賠償請求の内容

本件では、現在、請求内容はふるさと喪失慰謝料について提訴している。

ふるさとを喪失したことに対する慰謝料とは、かつての自宅、また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する精神的被害に対する慰謝料であり、一人につき、金 2000 万円の賠償を、そしてその弁護士費用として 200 万円を加え合計 2200 万円を請求する。

第2 口頭弁論の概要

1 これまでの訴訟の流れ

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

当訴訟の原告団はこれまで、現在第1次提訴から第8次提訴までの原告団によって構成されてきました。このうち、第1次提訴及び第2次提訴の原告団を第1陣、第3次提訴から第6次提訴までの原告団を第2陣、第7次提訴原告団以降を第3陣と位置づけることとしています。

これまで、第3陣では3回の口頭弁論を行い、以下のことをしてきました。現在、第1段階（お互いの言い分の応酬）の手続を行っています。

(1) 第1回口頭弁論（2018（平成30）年4月18日）

第1回口頭弁論では、原告、被告双方が、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面を提出し、お互いの言い分を出し合って応酬しあいました。

また、原告の代表者が裁判所に直接意見を述べる「意見陳述」を行い、被害の大変さを訴えました。

(2) 第2回口頭弁論（2018（平成30）年6月12日）

原告側から、第1陣訴訟の立証成果を踏まえ、「ふるさと喪失」の被害の実態についてまとめた書面を提出しました。

この年の4月からいわき支部に配属された裁判官にも、「今までの先行訴訟の経過をよく確認して欲しい」という思いを込めて、先行訴訟での貴重な証言を多く引用しました。

また、第1回口頭弁論に続き、別の原告の代表者が「意見陳述」を行いました。

(3) 第3回口頭弁論（2018（平成30）年8月22日）

第8次提訴（第3陣の中では第2次提訴）の原告団が、この期日から裁判手続に合流しました。

原告側から「責任論」、つまり、今回の事故と原告のみなさんの受けた被害が、天災によるものではなく、被告東電がやるべきことをやっていたことが原因であるということを展開する議論を陳述しました。

また、第1回、第2回口頭弁論に続き、更に別の原告の代表者が「意見陳述」を行いました。

2 第4回弁論

第4回弁論では、原告側から、第3陣原告の大多数が震災前に住んでいた富岡町を例に挙げて、「ふるさと喪失」の意味を具体的に考えるための主張（準備書面の陳述）を行います。

トータル約25分程度の予定で、準備書面の陳述手続きのほか、意見陳述を行います。

意見陳述としては、原告ご本人から1名、代理人から1名を予定しています。

原告ご本人からは、事故前の生活はどのようなものであったか、なぜ訴訟を提起するほかなかったのか原告の考えを述べてもらいます。

代理人からは、大川隆司弁護士が意見陳述を行います。

3 第5回弁論（予定）

12月18日（火）午後4時を予定しています。

第3 さいごに

先行する第2陣は立証（裁判の第2段階）に入り、裁判手続の佳境を迎えています。更に先行する第1陣は、舞台を仙台高等裁判所に移して戦っています。第3陣も原告のみなさんで力を合わせて傍聴席を埋め、裁判所に被害をしっかりと伝えていきましょう。

以上